

ワーを要求している。産業構造からいっても、中等・高等・初等教育の順に拡充が必要だとする。そのために障害となるのは、アジアに伝統的な進学と進級・卒業のためのきびしい試験制度だとして、選別制度とカリキュラムの改善の必要を述べている。

第4章では、女子教育、教員問題、海外留学の問題をとり上げている。第1の問題では、アジア特有の問題である教育上における男女の差別の原因は、社会階層の分裂にあるとしている。高等教育への女子の進出は必ずしも低くはないが、それは上流階級の女子に限られている。一般女子の就学率の低さは宗教の影響にもよる。アジアの教育は経済的・社会的・文化的要因を抜きにして考えられない。アジアの教育によって、教員養成の拡充ほど緊急な課題はない。人材養成を海外に依存することも問題であるが、アメリカの影響力の増大は無視できないとしている。（高木太郎）

Hydrology Section, Survey Division, Royal Thai Irrigation Department : *Hydrology and Water Studies of the LAMTAKONG*. Bangkok, 1962.

LAMTAKONG Project は、バンコックから約 100 km の地点で、コラート寄りに存在する灌漑と洪水調節を対象とした水利計画である。この地方の流出量は各年により非常に変動が大で、143~239 mil. cu. m と変化し、年間流出量の 90% は雨期に流出している。灌漑を行なうためには、どうしても年間流量の調節を行なう必要がある。全灌漑受益面積は 238,000 rai (6.5rai = 1 ha)、灌漑に必要な最大用水量は 18c. m. s で 8 月に生じる。この年間の流量調節のために、有効貯水量 220 mil. cu. m が必要である。したがって洪水調節に対しては、その全流出量が貯水されることとなり、洪水時余水として放流するものは大した量とはならない。

貯水池内の堆砂量については、20 mil. cu. m を 100 年間に見込んでいく。

したがって総貯水量は 240 mil. cu. m となる。余水吐の設計に対しては、流入計画洪水量は最大確率洪水として 1,500 c. m. s を考え、余水吐巾は 40 m とし、計画流出余水吐量は 625 c. m. s となっている。この洪水越流のための余裕水深は 4.20 m とし、結局 2 m の free-board を考えて、ダム堤頂標高は +281.00m

となる。なお、灌漑期の取水能力は 20 c. m. s である。

本計画書は、Royal Irrigation Department によって作成されたもので、モンsoon地帯の水利計画の考え方に対して、一つの有用な資料と思われる。なお、筆者らは、本 Project の水文資料について今後継続研究していく予定であり、ここに紹介した。

本計画書は1962年に完成しているが、現在漸く、事業の実施が始まったところである。（南 勲）

J. Marvin Brown : *From Ancient Thai to Modern Dialects*. Social Science Association Press of Thailand, Bangkok, 1965, ix+180 p.

タイ系諸言語の比較言語学的研究はかなり古くから行われており、その文献もチベット・ビルマ系の言語に関するものより多いであろう。本書は、それらのうちで最も新しいものと言ってよいだろう。「新しい」と言うのは、ただ時間的に新しいと言うだけではなく、そこに用いられている方法論に関しても言えることであって、これが最も重要な点である。すなわち、東南アジアの言語に関する将来の比較研究と言うのは、同系統ではなかろうかと思われる言語から単語をひろい集めて、似た様な形のものをつき合わせるに過ぎないという傾向が、多少ともあった。これに対して、本書では、ただ似た単語のつき合わせと言うのではなく、整然とした理論に基づいていると言える。本書が1962年に Cornell 大学に提出された doctoral dissertation である点から現在のアメリカにおける東南アジアの言語の比較研究の動向あるいは水準をある程度しめすものと見てよいだろう。

著者は、1953年に初めてタイ国に来て以来のべ10年間を現地ですごしており、現在はバンコックにある American University Alumni の Staff Linguists の 1 人である。単にこの地域の言語を取りあげて研究すると言うだけではなく、一般的な言語理論をも研究しており、自分の展開した理論を具体的な言語の研究に応用していると言える。しかし、今までに発表した論文・書物の類は、本書以外にはほとんどなく、私の知る限りでは、University of Fine Arts の Journal に発表された論文が 1 つあるだけである。この論文は、現在バンコック平野を中心として話されているタイ国中部方言は、Ram Khamhaeng 王碑文に代表される

Sukhothai 王朝のタイ語を直接の祖先とするものではなくて、Songkhla を中心とする南部方言が Sukhothai 時代のタイ語に直結するものだと主張している。この論文が一躍注目を引いたのであるが、それまでは、かれは全く無名だったと考えてよいのではなかろうか。

本書の半分以上が表あるいは図からなり、永年かかってコツコツと積み重ねて来た研究の総まとめとでも言うべき感じで、それだけに一読しただけではとても理解することはできず、本文と図表とを綿密に照らし合わせ、何度も読みかえして、はじめて解るといった具合である。本書で扱われている data はすべてタイ国内で得られたもので、したがって対象とする言語は、Li Fang Kuei の分類による Southwestern Group に属するものばかりである。すなわち、Northern Thai, Shan, Phuan, Central Thai, Phu Thai, Lao, Southern Thai の 7 言語であり、扱っている方言の数で言うと 60 となる。これらの方言の data によって比較研究を行っているわけである。

著者は、まず最初に、theoretical background として、本書をつらぬく方法論を説明するがこれをよく理解してかかれないと、後の部分全体が何の事を言っているのか、サッパリわからないと言う様なことになるだろう。従来の比較研究がどうしても似た単語のつき合わせに終り勝ちであったのに対し、本書は比較と言うのは個々の要素の比較ではなく、“system” と “system” との比較だとする。上にのべた様な data により推定可能ないくつかの共通タイ語の “phonological systems” を設定し、それらのうちから最も適当と思われるものを選んで、その “system” から現在の各方言の “systems” に至る過程を説明しようとするものである。この方法は、従来のそれとは正反対の行き方だと言える。

本書で取りあげられている最大の言語単位は音節であるが、音節は音素から成り、音素は “components” から成り、“components” は “factor”, “value”, “time position” より成るとする。この “components” における変化により全 “system” が変化するという考えである。厳密に言えば、本書で比較されているのは、単語ではなくて、一つの “system” 全体と他の “system” 全体とが比較されていると言うべきであろう。単語はそれらの “systems” を得るための材料、あるいは説明の際の例に過ぎないのである。最後に、ここに提出

せられた結論が必ずしも正しいとは断言できないだろうが、またここに扱われていない言語を比較に加えた場合にどうなるかわからないが、いずれにしても、1つの理論的な方法論をもってタイ諸語を比較したものとして、近年における最も重要な文献とみてよいのではないだろうか。東南アジアの言語の比較研究も、古い多少とも当て推量的なものから、一定の方法論を持つものになって来たと言える。（桂 満希郎）

Ahmad Ibrahim : *Islāmic Law in Malaya*. Malaysian Sociological Research Institute, Singapore, 1965. 444 p.

インドネシアにおけるイスラム教の実態に関する研究が古くから行なわれているのに比べて、マラヤにおけるイスラム教に関する書物は、ほとんど存在しない。その点、1965年9月に発行された本書は、マラヤ研究者にとって歓迎される書物の一つである。

著者の Ahmad Ibrahim は、シンガポール生れのマレー人で、英国ケンブリッジ大学で法律を学び、1965年にはシンガポールの司法局長官の要職にあったと聞く。しかし、本書の内容構成は必ずしも、同氏によってなされたものではないらしい。発行所の Malaysian Sociological Research Institute の編集長「S. Gordon 女史編」と付け加えられているからである。

本書の内容は、4つの章から構成されている。第1章は、「イスラム法の宗教的基盤」と「イスラム法の史的発展」と題する2つの論文から構成されている。前者においては、イスラム法の全体系 (sharī'ah) は、生活と徳性の美德 (ḥusn) を人は追及すべきであるという Allah の意志にその基盤を置いた宗教的性格を持つものであることが強調され、後者においては、この「法」の史的発展が7つの時期に分けて概説されている。この場合、特に興味のある点は、アラビアにおける近代のイスラム法の史的展開が東南アジアにおけるイスラム法の性格の変化と関連づけを説明されていることである。このほか、第1章では、スンニー派の4大学派の法学者の名と著作の簡単な解説が付け加えられている。

第2章以下はマラヤにおけるイスラム法の具体的記述である。第1章は主に家族法を中心として、イスラム行政のマラヤにおける行政組織、婚姻、離婚に関する事項が取り上げられている。第3章では、財産法を